

# 生体販売契約書

売主は買主に対し、別紙説明書等により生体の飼育方法について説明した事を確認します。

買主は生体が生き物である事を十分に自覚し、愛情をもって終生飼育し、適切な飼育、予防注射など健康管理を行い、飼い主として社会的責任を自覚します。

契約日・ご予約日	2018年 月 日
----------	-----------

販売生体			
生体種類		カラー	
特徴	父猫 レッドホワイト・ママ猫 シルバーパッチドタビー		
	成猫時の予想体重 3~5k ・ 平均寿命 13歳~		
備考			
特記事項			
引渡し日	平成 30年 月 日	生年月日	平成 29年 月 日
性別	雄 ・ 雌		
血統証	有 (去勢・避妊確認後郵送・発行団体 ICC) ・ 無		
駆虫日	平成 30年 月 日予定 (レボリューション)		
ワクチン日	1回目・平成 30年 月 日済	2回目・平成 30年 月 日頃	
生体金額	¥	ワクチン代	¥6,000 (1回)
送料	¥0	その他	

支払方法	・銀行振込 ・現金 ・PayPal
引渡方法	・直接引渡 ・送迎希望
合計金額	¥

※子猫ちゃんは生き物ですので、現状で販売し、買主の都合による返品・交換はできません。

買主	
ふりがな	
氏名	印
郵便番号 住所	〒 -
	都道府県
電話番号	
携帯番号	

※血統書を発送しますので、ご住所をお間違えないよう、お願いいたします。

# 契約条項

## 第1条

愛情をそそぎ、責任をもって生涯面倒を見てください。

何らかの理由で飼うことができなくなった場合は必ずご相談ください。

## 第2条

病気や怪我の場合はすぐ動物病院へ連れて行ってください。

譲渡後、子猫ちゃんは環境の変化や移動のストレスにより体調が不安定になります。

体調不良が見受けられ病院へ行かれる場合は、当方にも連絡をお願いします。

## 第3条

予防接種を定期的に受けてください。(1歳以降は最低、年1回)

## 第4条

猫に与えるドライフードは、総合栄養食表示のある良質のフードにしてください。

現在 ロイヤルカナン ベビー

## 第5条

完全室内飼いをお願いします。

外出は交通事故や他猫との接触による怪我・感染等の危険を伴います。

猫は室内で適度な上下運動ができれば、散歩をさせる必要はありません。

室内飼いに納得できない方・外飼いの同居猫がいる方へのお譲りはお断りします。

## 第6条

去勢・避妊のお願い。

適正な時期に動物病院にて去勢・避妊手術をおすすめします。

去勢・避妊費用目安(オス1~3万・メス3~5万)

## 第7条

転売の禁止。

ペットショップや仲介業者等、転売目的の方へはお譲りできません。

## 第8条

ご予約の場合は生体代金の50%を先にお支払い頂いています。

※お客様都合によるキャンセルの場合の返金はお受けできません。

お引渡しの前までに、生体代金残金と送料等の合計金額のご入金をお願いいたします。

※ご入金を確認出来ない場合は、お引渡し出来ません。(銀行振込み手数料はお客様負担)

万一猫種・色・性別・発育・健康状態が希望に沿わない場合、受け取りを拒否できます。

この場合、返送料はお客様の負担となります。

※お支払いの期限内のお支払い確認が出来ない時、約束した期日までにご連絡いただけない場合、

期限内に連絡が取れない場合、ご説明する内容及び販売契約内容を御理解頂けない、又は

お守り頂けないと判断した場合のお申し込みは無効とさせていただきます事、ご了承下さい。

※お引き渡しまでに生体に何らかの身体的異常が認められた場合は、当該生体を引渡できません。

この場合、代金の返還、または同等の生体の引き渡しを求める事ができます。

## 第9条

引渡し完了にて、生体がおお客様の希望に必ず応ずるものであるという同意がなされたとし、当該生体は特定物となる。

※クーリングオフの制度が使えるのは、訪問販売で生体を購入した場合と、電話セールスで生体を購入した場合に限定されますので、クーリングオフの対象外です。

## 第10条

お引き渡し生体の検査について

レントゲン、血液検査、心電図等はありません

猫エイズ、猫白血病等の血液検査やレントゲンをご希望の場合は、ご希望の検査を指定下さい。

(別途料金が必要になります)

## 第11条

保証期間

①伝染性腹膜炎(FIP)・猫免疫不全症候群(AIDS)を、引渡し日を1日目とし、1ヶ月以内に発病・死亡した場合、販売価格に相当する代猫をお渡し致します。但し、発病・死亡の時点でお客様よりご連絡頂き、獣医師が発行する診断書を提出してください。

※この際の、交通費、通信費、診断書料金等をご負担できません。

②生命保証(1ヶ月間)

- ・先天的な病気や奇形が、判明した時は 代猫保証いたします。
- ・お客様に非が見られない場合の死亡も代猫保証いたします。

③免責事項

- ・屋外での交通事故や怪我、ウイルス感染。
- ・お客様の間違った知識による衰弱死、虐待死。
- ・ワクチン接種を行わなかった時。
- ・獣医師の治療を受けていない場合。
- ・アレルギー等、治療が必要かどうか成長過程で判断する病気・症状の場合。

※①②、いずれの場合も買主は売主に対し、①本契約書、②治療を行った獣医師作成の診断書及び治療費明細、③その他売主が特に必要と指定したもの(ワクチン証明書等)を提出しなければなりません。

※当項①②に係る諸費用(通信費、交通費等)についてはお客様の負担となります。

**代猫の輸送費用、ワクチン接種代金は、お客様負担になります。**

④その他事項

前項①②の場合を除き、理由の如何を問わず生体の引渡し後、生体の返品・交換はできません。

また、発病等に起因する精神的負担の保証や先住猫ちゃん等の治療費等も致しかねます。

※毛色・毛質・サイズ・体型(耳の形状等)・歯のかみ合わせ等成長過程で生じる個体差や

- ・結石症・陰睪丸・チェリーアイ・臍ヘルニア・子宮蓄膿症および子宮内膜炎等の保証はできません。

## 第12条

血統書は去勢・避妊後に発送いたします(避妊・去勢証明書必須)。

名義変更を行う場合の手続きはお客様が行い、費用についてもお客様の負担となります。

※名義変更はされなくても問題はありません。

## 第13条

お引渡しの日程

基本的にお迎えをお願いしております。

もしご無理な場合はご相談ください。

**※お迎えの際は、キャリーバッグをご持参下さい。(空輸・送迎以外の場合)**

## 第14条

注意事項

次のような場合、売主は責任を負いません。

- ① 引き渡し後、生体が逃げたり行方不明になった場合。
- ② 売主の責めに帰しえない原因による病気、事故があった場合。
- ③ その他、本契約のひとつに買主が違反した場合。
- ④ 本契約書で特記事項として買主が了承した事項について。

#### 第 15 条

この契約書に記載されていない問題が発生した場合には、売主と買主で誠実に協議によって処理することとします。